

令和7年9月26日

浦安市議会議長 柳 毅一郎 様

提出者

浦安市議会議員	宝 新
〃	西川 嘉純
〃	水野 実
〃	中村 理香子
〃	吉村 啓治

田村 李瑠君に対する懲罰の動議

次の理由により、議員田村 李瑠君に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

理由

田村李瑠君が令和7年9月26日の発議の審議における討論において、「今回の問責決議は、倫理性の名を借りた、非人間的な行為ではないでしょうか。」という発言は、岡本善徳議員のパワーハラスメントに対する問責決議の提出に至るまでの経緯を無視し、更には提出者及び賛成者の人格を否定するものと言わざるを得ず、浦安市議会の品位を著しく傷つけ、浦安市議会会議規則第151条に違反するものである。